

## 第二管区海上保安本部公示第54号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和6年12月19日

第二管区海上保安本部長

長井 総和（公印省略）

### 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名 称 山形県庄内総合支庁
- (2) 住 所 山形県東田川郡三川町大字横山字袖東19-1

### 2 水路測量を実施する区域及び期間

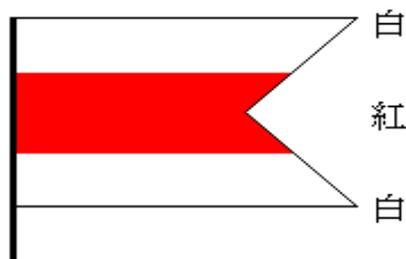
- (1) 区 域 吹浦漁港（付図のとおり）
- (2) 期 間 令和7年1月14日から  
令和7年3月31日（内20日間）

### 3 水路測量の実施方法

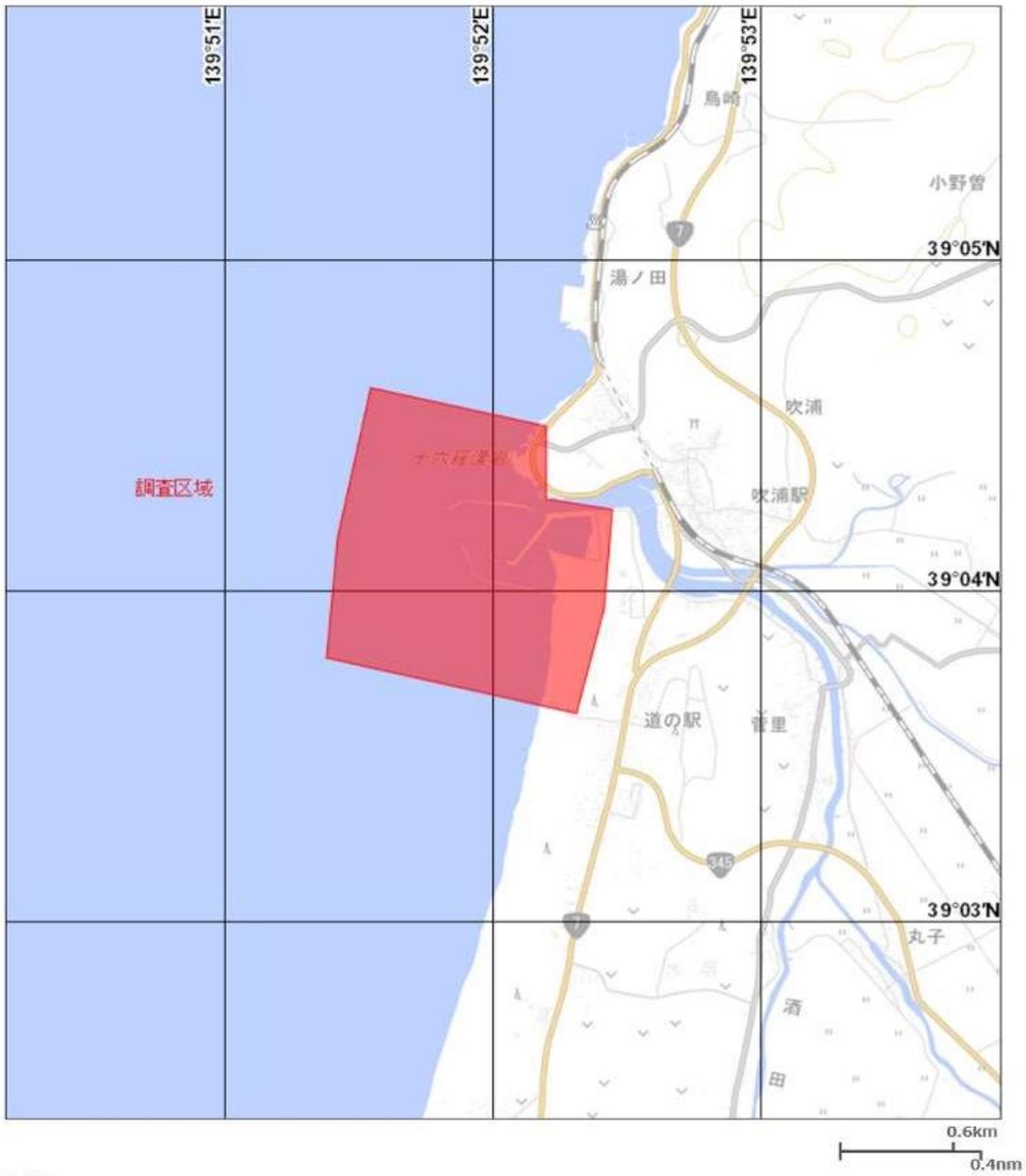
GNSSによる測位、音響測深機による測深

### 4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



調査区域



経緯度線